



宮 崎 県 公 報

平成27年6月15日（月曜日） 第 2700 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

告 示	頁	公 告
○林業種苗生産事業者の登録内容の変更……………（森林経営課） 1		○県営土地改良事業計画の策定（3件）……………（農村整備課） 1 ○公共測量終了の通知……………（管理課） 2

告 示

宮崎県告示第 393号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録内容の変更の届出があった。
平成27年6月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	変更した者	変更した事項	変 更 前	変 更 後
1287	堀 泰	事業所の名称及び所在地	宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代3966番地1	宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代4065番地
		生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所	苗木 宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代3571番地2	苗木 宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、馬越上・下地区県営土地改良事業（宮崎市、ため池等整備事業（小規模ため池））に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年6月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成27年6月15日から平成27年7月13日まで
- 縦覧場所
宮崎市役所本庁掲示板

宮崎市佐土原総合支所掲示板

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、仁庄屋地区県営土地改良事業（宮崎市、ため池等整備事業（小規模ため池））に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年6月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成27年6月15日から平成27年7月13日まで
- 縦覧場所
宮崎市役所本庁掲示板
- その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により

、石山地区県営土地改良事業（都城市、畑地帯総合整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 6 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成27年 6 月15日から平成27年 7 月13日まで

3 縦覧場所

都城市役所農政部農産園芸課内

都城市役所都北町別館畑かん営農推進センター内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2562号により公告した公共測量（不動産登記法第14条地図作成に伴う基準点測量）が平成27年 2 月28日終了した旨、宮崎地方法務局長から通知があった。

平成27年 6 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣